

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。） 25条2項に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和2年9月16日付けの保護変更決定通知書で行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分の違法性、不当性を主張し、その取消しを求めている。

- 1 生活保護制度は憲法25条の要請を受け（法1条）、同制度により保障される生活水準は「健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」（法3条）とされ、しかも法1条及び3条はいずれも「この法律の基本原則であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原則に基づいてされなければならない（法5条）とされている。したがって、生活保護基準は、憲法25条に定める「健康で文化的な生活水準」を維持できるものでなければならない。しかも、「被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない」とされている（法56条）。

したがって、本件処分が適法であるためには、処分庁が厚労省告示どおりに変更決定を正確に行うだけでは足りず、厚労省告示そのものが憲法 25 条の要請する法 1 条、3 条の趣旨に合致し、かつ、法 8 条 1 項及び 2 項に違反していないことが処分庁により証明されて初めて、法 56 条にいう「正当な理由」があると認められる。

2 憲法 25 条で保障される「健康で文化的な最低限度の生活」とは、肉体的にも精神的にも活力ある状態が保持されること、新しい知識や教養を身につけ他者との相互関係の中で社会内でも孤立することのない状態を維持することをその内実とするものということができ、このような憲法 25 条の意味内容に照らせば、本件処分のもととなった厚生労働大臣告示の内容自体が憲法 25 条に違反しているし、さらにこれに基づく本件処分によって請求人が陥った生活状態が、憲法 25 条の保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を下回ることは明らかである。

3 法 8 条 1 項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とし、同条 2 項は、保護基準について、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

しかし、今回の基準引き下げは、上記事情を考慮せず、かえって生活保護費全体の削減という至上命題のもと、同条 2 項の規定とは、かけ離れた統計データの恣意的抽出ないし分析を行ったものであり、その結果、最低限度の生活の需要を満たすに十分なものは到底いえない内容となっている。

厚生労働大臣の生活保護基準の設定・変更に関する権限は、極めて限定された裁量しか認められていないところ、厚生労働省が本件改定に当たり、第 1・十分位層を生活扶助基準と対比する一般低所得世

帯として設定した手法自体に問題がある上、同手法を採用した社会保障審議会生活保護基準部会報告書の内容を大きく逸脱している。

また、厚生労働省は前回見直し以降の物価の動向を勘案した旨述べているが、デフレ論は前記基準部会でも全く検討されず突然持ち出されたものであって専門家による吟味を一切経ていない上、基準年の設定の仕方も総務省統計局が行う通常的方式とは全く異なり、しかもそこで用いられる「生活扶助相当消費者物価指数（CPI）」についても、物価下落の主因となっている電気製品の値下がりも過大に影響するなど、生活保護利用世帯の「生活の需要」（法8条2項）ないし実態と大きく乖離している。

以上のことから本件改定は、厚生労働大臣の裁量を逸脱し、法1条、3条、8条1項及び2項に違反しており、違法な告示に基づいて行われた本件処分は、法56条の「正当な理由」がない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 8月 5日	諮問
令和3年 9月21日	審議（第59回第1部会）
令和3年10月29日	審議（第60回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

法 8 条 1 項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしてされており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法 11 条 1 項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

法 25 条 2 項及び同項が準用する 24 条 4 項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

- 2 これを本件について検討すると、処分庁は、本件改定により保護基準が改定されたことに加え、令和 2 年 9 月 11 日に、請求人に対し、請求人の転宅に伴う敷金等及び転宅先 10 月分の家賃の前払分について行っていた一時扶助を削除したことから、請求人に係る保護費の支給額が同年 10 月 1 日より変更されることとなり、変更日を同日（10 月 1 日）として、請求人に対し、「基準改定 住宅費（家賃）の削除 転宅に伴う 10 月分家賃の削除」との理由を付して本件処分を行ったことが認められる。

本件処分は、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされており、支給額の算定は、生活扶助の項目の基準生活費について見ると、保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人の場合、20～40 歳・1 人世帯・1 級地—1 の各区分に該当する。）に正確に当てはめた上で行われているなど、その他全体として違算も認められないから、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

- 3 請求人の主張（第 3）について

- (1) 請求人は、保護基準の改定が法 1 条、3 条、8 条に違反するので

あるから、改定後の保護基準を適用してなされた本件処分は、取り消されるべきであると主張する。

しかし、請求人が問題とする保護基準は、法規範としての性格を有するものであり、保護の実施機関にとって遵守すべき（保護の支給）基準であるといえる。したがって、保護基準自体に不当又は不備な点があるとして、その不適用を求める主張は、つまるところ立法論又は政策論に属するものであると解され、一般的にこのような主張は、法令の規定に基づいてなされた本件処分の適否の判断を左右するものではない。

そもそも、行政機関である処分庁及び審査庁は、現行の法令を所与のものとし、これに則って処分や審査請求に対する判断を行うものであるから、法規範としての性格を有する保護基準自体に対する不服を理由として、法令に適合した本件処分を取り消すことはできないものである。

なお、請求人は、保護基準が憲法 25 条の規定に違反している旨も主張しているが、法令の規定に適合した処分が、憲法に違反するかどうかの判断、又は、当該処分が依拠するところの法令の規定そのものが、憲法に違反するかどうかの判断は、そもそも司法権の専権に属するものであると解せられるところであり、請求人の主張は、審査請求の理由としては失当である。

- (2) また、請求人は、本件処分は、法 56 条において規定される、保護を不利益に変更する場合の「正当な理由」がないから違法であると主張する。

しかしながら、「法 56 条は、既に保護の決定を受けた個々の被保護者の権利及び義務について定めた規定であって、保護の実施機関が被保護者に対する保護を一旦決定した場合には、当該被保護者について、同法の定める変更の事由が生じ、保護の実施機関が同法の定める変更の手続を正規に執るまでは、その決定された内容の保護の実施を受ける法的地位を保障する趣旨のものであると

解される。このような同条の規定の趣旨に照らすと、同条にいう正当な理由がある場合とは、既に決定された保護の内容に係る不利益な変更が、同法及びこれに基づく保護基準の定める変更、停止又は廃止の要件に適合する場合を指すものと解するのが相当である。したがって、保護基準自体が減額改定されることに基づいて保護の内容が減額決定される本件のような場合については、同条が規律するところではない（平成24年2月28日最高裁判所第三小法廷判決・民集66巻3号1240頁。同旨、平成24年4月2日最高裁判所第二小法廷判決・民集66巻6号2367頁参照）」とされている。したがって、請求人の主張には、理由がない。

- (3) また、請求人の主張にはないが、令和2年9月16日、処分庁は、本件改定に伴う保護費変更とともに、同年9月11日付けで請求人に支給した転宅に伴う敷金等及び転宅先10月分前家賃について削除することを決定し、同月分の最低生活費の額を76,420円、保護変更の理由を「基準改定 住宅費（家賃）の削除 転宅に伴う10月分家賃の削除」とする保護変更を決定している。この点についても、違法又は不当な点は認められない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

本件処分について、上記2及び3に述べた以外の点においても、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹